

令和3年度 第1回東京都広告物審議会

令和3年6月28日（月）

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室21（オンライン開催）

午後1時02分 開会

○菅原緑地景観課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第1回東京都広告物審議会を開会させていただきます。

本日はご多忙のところ当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長の菅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長に議長をお願いするまでの間、進行のほうを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、現在、出席の委員の方々につきましては15名でございます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りしました資料についてご確認させていただきます。お手元のほうに、議事次第と資料1から4、また、「屋外広告物のしおり」、「東京都広告物審議会運営要綱」をお手元にご用意いただければと思います。それでは、進めさせていただきます。

それでは初めに、東京都を代表いたしまして、東京都技監、上野雄一よりごあいさつを申し上げます。

○上野委員 東京都技監の上野でございます。東京都広告物審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、日頃より東京都の屋外広告物行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、大変ご多用の中、また、新型コロナウイルス感染症による制約が引き続き中、ウェブ会議形式でのご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員改選後、初めての審議会となります。今回の改選では、新たに13名の方にご就任いただくとともに、9名の方に引き続き委員をお願いすることとなりました。皆さまのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

東京都は、東京を世界中から選ばれる高度に成熟した都市へと生まれ変わらせ、持続的に発展させていくこととしております。そのためには、質の高い良好な都市景観の形成、とりわけ屋外広告物の適切な設置、管理は重要でございます。

都はこれまでも社会環境が変化する中、屋外広告物の規制、指導につきまして、良好な景観形成、公衆に対する危害防止などの観点から、本審議会のご意見、ご助言、ご審議をいただきながら、精力的に取り組んでまいりました。

近年はデジタルツールなども活用したまちの活性化やにぎわいの創出、あるいはスポーツの機運醸成などにも資する広告物の効果的な掲出なども求められているところでございます。特に、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制につきましては、令和元年度に本審議会でご議論いただきまして、令和2年3月に条例を改正いたしまして、これにより東京都の実情に即した運用が可能となったところでございます。

ご審議いただきました委員の皆さまには、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

技術革新も踏まえ、デジタルサイネージを活用した広告物など、条例制定時にはなかった新たな広告物が今後さらに増えていくことが予想されますし、タクシーの車体広告のように、掲出物件の変容などによりまして、新たな規格を検討していく必要も出てきております。

そうしたニーズにも対応しながら、美しく風格ある東京の再生を図り、東京の魅力と価値がますます高まるよう、委員の皆さま方からご意見を頂戴しながら、東京都の屋外広告物行政を推進してまいり所存でございます。

委員の皆さまの活発なご議論、お力添えを賜りますよう改めてお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○菅原緑地景観課長 本日は委員改選後、初めて開催する審議会となっております。委員22名中13名の委員の方々が新たに就任されました。

そこで、まず、委員の皆さまを私のほうから簡単にご紹介させていただきます。

お手元には、資料1の東京都広告物審議会委員名簿をご用意いただければと思います。恐縮ではございますが、私のほうから名簿の順にお名前だけご紹介させていただく形で失礼させていただきます。

最初に、佐々木宏委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。

○菅原緑地景観課長 木下庸子委員、本日はご欠席になっております。

佐藤尚巳委員、本日はご欠席でございます。

中島直人委員、本日はご欠席でございます。

加藤幸枝委員でございます。

○加藤委員 本日はよろしくお願ひします。

○菅原緑地景観課長 小林昭委員でございます。

○小林委員 小林でございます。よろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 小池知子委員、本日はご欠席でございます。

鳥越けい子委員、本日、ご欠席でございます。

松原隆一郎委員でございます。よろしくお願ひします。

○松原委員 よろしくお願ひします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、中野香織委員でございます。

○中野委員 中野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、三谷文栄委員でございます。

○三谷委員 三谷です。本日、よろしくお願ひ申し上げます。

○菅原緑地景観課長 続きまして、財津澄子委員でございます。

○財津委員 財津でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 よろしくお願ひします。

続きまして、水谷徹委員でございますけれども、本日、代理で堀田様にご出席いただいております。

○水谷委員（代理） 堀田と申します。よろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、村越有治委員でございます。

○村越委員 村越です。よろしくお願ひします。

○菅原緑地景観課長 よろしくお願ひします。

続きまして、岩波智代子委員でございます。

続きまして、石原能郎委員でございます。

○石原委員 石原です。よろしくどうぞお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 よろしくお願ひします。

続きまして、保坂展人委員でございますけれども、本日はご欠席でございます。

続きまして、臼井伸介委員、本日はご欠席でございます。

直江利克委員、本日は代理の坪川様にご出席いただいております。坪川様、よろしくお願ひします。

○直江委員（代理） 警視庁の坪川です。よろしくお願ひします。

○菅原緑地景観課長 よろしくお願ひします。

上野雄一委員でございます。

○上野委員 上野でございます。よろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 よろしくお願ひします。

中島高志委員、本日は代理の中尾様にご出席いただいております。

○中島委員（代理） 中尾です。よろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 よろしくお願ひいたします。

清水洋文委員、本日は代理の田中様にご出席いただいております。

○清水委員（代理） 東京消防庁の田中です。よろしくお願ひします。

○菅原緑地景観課長 よろしくお願ひします。

皆さま、ありがとうございました。

なお、上野都技監につきましては、所用のため、ここで退席をさせていただきます。皆さまご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

（上野都技監退席）

○菅原緑地景観課長 以降につきましては、代理といたしまして、都市整備局次長の桜井が出席させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして会長の選出に移らせていただきます。広告物審議会の会長につきましては、東京都屋外広告物条例第60条第1項の規定に基づきまして、学識経験者の委員の方から、委員の皆さまの互選によりまして選出していただくこととなっております。

推薦者がいらっしゃる方は、挙手にてお知らせいただければと思います。ご推薦者の方、加藤委員。加藤委員、お願ひします。

○加藤委員 広告物審議会委員として長年の実績がおありの佐々木宏委員に会長をお願ひしたいと思います。

○菅原緑地景観課長 ありがとうございます。ただ今佐々木委員に会長をお願ひしてはどうかというご発言がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○菅原緑地景観課長 ありがとうございます。異議なしというお声でございました。佐々木委員につきましては、恐縮でございますが、会長をお願ひしたいと思います。いかがで

ございましょうか。

○佐々木委員 はい、ありがとうございます。

○菅原緑地景観課長 それでは、佐々木宏委員を会長に選出させていただきます。

それでは、「東京都広告物審議会運営要綱」第5条の規定に基づきまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。佐々木会長、よろしくをお願いいたします。

○佐々木会長 ただ今、会長にご推薦をいただきまして、ご承認をいただきました佐々木でございます。

大変大役でございますけれども、皆さま方のご支援を得て、円滑な議事運営に努めたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

前期の令和元年度の審議会、それから、2つ小委員会がございまして、規格小委員会、特例小委員会、それぞれ先ほど東京都上野都技監からもお話がございましたけれども、プロジェクトマッピング、あるいはデジタルサイネージなど、新しいデジタル映像装置に関連する新しい媒体を使った広告の在り方などについてご議論をいただいております。その結果を踏まえて審議会でさまざまな審議をいたしました。その結果について、東京都で順次実現の運びとなっているところでございます。

また、お話のございましたタクシーの車体広告でございますが、新しい車種に適合するような規格の検討など、社会状況を踏まえて解決をしていかなければならない課題も多々あるわけでございます。

また一方で申しますと、個々の広告、そういったものの独創性や創意工夫、あるいは、そうした特徴を伸ばしながら、全体としての調和、特に街並みとの調和や都市景観との調和というのも非常に重要な課題ということでございます。

そうした中で、さまざまな観点から委員の皆さま方にそれぞれのご専門の立場からご意見を頂きまして、審議を円滑にできるだけ進めてまいりたいと思いますので、ぜひご忌憚のない意見を頂きながら、ご協力をいただければというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきますが、最初に、東京都屋外広告物条例第60条第3項によりまして、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するということになってございます。そこで、この際、会長代理を指名させていただきたいと存じます。

本日ご欠席で大変申し訳ございませんけれども、木下委員に会長代理をお願いしたいと

存じます。

事務局から委員にお伝えをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○森澤屋外広告物担当課長 事務局です。かしこまりました。

○佐々木会長 よろしく願いします。

また、木下委員には審議会運営要綱第12条第2項に基づきまして、私とともに議事録への署名人になっていただくということになります。そちらについても委員にご伝達いただけますようお願いをしたいと思います。

○森澤屋外広告物担当課長 承知いたしました。

○佐々木会長 続きまして、小委員会の設置についてお諮りをしたいと思いますので、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○森澤屋外広告物担当課長 それでは、事務局の都市整備局の屋外広告物担当課長の森澤でございます。私のほうから、小委員会の設置についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。広告物審議会では、これまでも審議の迅速性、効率性を確保するため、審議会の下部組織として2つの小委員会を設置してまいりました。今期におきましても同様に、2つの小委員会の設置についてお諮りするものです。

1の特例小委員会についてです。東京都屋外広告物条例第12条の2にプロジェクションマッピング活用地区の指定、また、第30条に特例許可という項目がございます。

資料2の(1)に記載しておりますが、まちづくり団体等がプロジェクションマッピング活用地区を指定するよう知事に申請した場合は、審議会の意見を聞かなければならないとなっており、また、条例上の基準、規格には合致しないものであって、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で特にやむを得ないものについては、広告物審議会の議を経て許可することができる。というようになってございます。

このプロジェクションマッピング活用地区の指定、また、特例許可に関してご審議をいただくのが特例小委員会という委員会でございます。昨年度の案件としましては、この後の審議会実績報告でもご説明いたしますが、都内初となる天王洲プロジェクションマッピング活用地区の指定や、禁止区域の道路空間での第三者広告の掲出などがございます。

構成としましては、条例第64条第2項に基づきまして、学識経験者5名で構成することになってございます。

また、この小委員会の権能でございますが、条例第64条第3項により、特例小委員会での議決は審議会の議決とすることができるとしてございます。

それから、2つ目の委員会ですが、規格等検討小委員会というものがございます。基準、規格を超えた新しい技術を使った広告物ですとか、都内のさまざまな地域の特性に応じた広告の規制ですとか、禁止区域の告示等について調査審議していただくということを目的とした小委員会でございます。この小委員会でご審議いただいた結果は、調査審議の経過と合わせて、審議会に報告、お諮りしまして、結論を出していくこととしてございます。

委員構成につきましては、要綱第14条第2項に基づき、審議会委員等の中から会長が指名することとしてございます。

事務局としましては、従来どおり、この2つの小委員会を設置いたしまして、それぞれの案件をご審議いただければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それではまず、特例小委員会の設置につきましてお諮りをしたいと思います。

資料の2にございますとおり、特例許可などのための小委員会を設置したいと存じますが、皆さまいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしというお声がございますので、特例小委員会の設置について議決されたものといたします。

引き続きまして、特例小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

特例小委員会委員の指名につきましては、条例第64条第2項の規定によりまして、学識経験者の審議会委員の中から会長が指名する委員5名をもって組織するということとされております。

そこで、学識経験委員から5名の委員を、私から僭越ながら指名させていただきたいと思っております。順次読み上げさせていただきます。

木下庸子委員、中島直人委員、加藤幸枝委員、小林昭委員、小池知子委員、以上の方々をご指名させていただきますので、お願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木会長 ありがとうございます。

特にご異議がないようですので、以上の5名の方をお願いをしたいと存じます。

本日ご欠席の方もいらっしゃいますので、やはりお伝えをいただきたいというふうに思っています。

○森澤屋外広告物担当課長 承知いたしました。

次に、規格等検討小委員会の設置についてお諮りいたします。

先ほどの資料2にありますとおり、規格等検討のための小委員会を設置したいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木会長 特にご異議ないようですので、規格等検討小委員会の設置について議決されたものといたします。

それでは、規格等検討小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

規格等検討小委員会委員の指名については、審議会運営要綱第14条第2項の規定によりまして、委員等のうちから会長が指名する委員によって組織するとされております。

そこで、条例第58条各号の委員から最低1名、合わせて9名の委員を僭越ながら指名させていただきますと存じます。

まず、学識経験委員の中から5名、佐藤尚巳委員、加藤幸枝委員、小池知子委員、松原隆一郎委員、そして私、佐々木でございます。

次に、広告主の代表委員の中から財津澄子委員、広告業者の代表委員の中から岩波智代子委員、関係行政機関の代表委員の中から直江利克委員、東京都職員から上野雄一委員、以上の方々を指名させていただきたいと思っております。

また、このほかに専門委員といたしまして、東北芸術工科大学教授の山畑信博氏を指名させていただきたいと存じます。合わせて合計10名の小委員会といたしますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは以上とさせていただきます。議決のとおり、2つの小委員会を設置し、調査審議を行っていくことといたします。

次に、本日、報告事項がございます。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○石川課長代理 屋外広告物担当の課長代理の石川と申します。

私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、東京都広告物審議会開催実績のご説明をさせていただきます。

資料のほうは3となります。令和元年度は本審議会を2回、特例小委員会を5回、規格等検討小委員会を2回、合計9回開催いたしました。主な審議の内容としましては、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制に関するもので、広告物審議会でご審議を



いただき、皆さまからもご意見を頂きながら検討を進め、令和2年3月末に東京都屋外広告物条例および当条例施行規則を改正し、令和2年7月1日から施行いたしました。

令和2年度は特例小委員会を4回、規格等検討小委員会を1回、合計5回の開催でした。主な審議内容としましては、特例小委員会では令和2年7月1日に施行しました東京都屋外広告物条例に基づくプロジェクションマッピング活用地区の指定として、一般社団法人天王洲・チャンネルサイド活性化協会から活用地区の申請がありましたので、特例小委員会の委員の皆さまのご意見をお聞きしました。その後、プロジェクションマッピング活用地区の指定を令和2年12月10日付で行い、同年12月16日に東京都公報にて告示いたしました。

さらに、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や、禁止区域である道路上に設置する屋外広告物の掲出についてご審議をいただきました。また、規格等検討小委員会では、都内を走行するタクシーの車体利用広告について、国内の自動車メーカーによる従来のタクシー専用車両の製造販売が終了し、新しい車種への更新が進行している中で、車体利用広告の規格について委員の皆さまの意見をお伺いいたしました。こちらについては、後ほどご説明をさせていただきます。

令和3年度につきましては、現時点で特例小委員会は1回開催し、審議内容としましては、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業となります。

広告物審議会を開催実績のご説明は以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

続けて、タクシーのほうのご説明ですね。お願いします。

○石川課長代理 続きまして、タクシー規格の在り方の検討につきまして、ご報告いたします。資料は4となります。

タクシーの車体利用広告につきましては、平成15年に規格を規定しておりますが、その後の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律が施行されたことなどを受け、ユニバーサルデザインタクシーの車両が開発され、国内の自動車メーカーによる従来のタクシー専用車両の製造販売が終了し、着実に新しい車種へ更新している中で、都内においても国および都による導入費補助の活用により、ユニバーサルデザインタクシーの導入が促進されており、東京都屋外広告物条例による車体利用の規格を主たる車種に合わせた規格に最適化すべきか検討する必要がございます。

このため、令和3年2月19日に規格等検討小委員会を開催し、委員の方々と意見交換を実施し、今後、規格等検討委員会において規格の在り方を検討していくことを確認させ

ていただきました。この意見交換で委員の皆さまから他の大都市の規格との比較、デザイン審査の現状を把握した上で検討していきたいことや、都内のタクシー事業者から現状や今後の展望についてヒアリングを行いたいとの意見がございましたので、規格等検討小委員会においてヒアリング等を行いながら、過去の経緯も踏まえ、規格の最適化に向けた審議を行っていただき、取りまとめの上、本審議会でご報告させていただきます。

説明は以上となります。

○佐々木会長 どうも失礼しました。

それでは、ただ今のご説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いしたいと存じます。何かございましたら、挙手をしてお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご発言もないようですので、以上といたしたいと存じます。

以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと存じます。

○菅原緑地景観課長 佐々木会長、ありがとうございました。

そうしましたら、これもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会させていただきます。本日はウェブ会議、リモート会議に快くご協力いただきまして、ありがとうございました。

午後1時27分閉会